

消費税引上げに伴う薬価改定の骨子

第1 基本的考え方

今回の改定は、2019 年 10 月に予定されている消費税率の引上げに伴い、適正な消費税の転嫁を行う観点から市場実勢価格を踏まえて薬価改定を行うものであり、通常の薬価改定とは異なる臨時的な改定である。

このため、市場実勢価格に基づき行うこととなる算定ルール及び実勢価改定と連動し、その影響を補正するための算定ルールを適用することを基本に、上記の改定の趣旨に沿った改定内容とすべきである。

具体的には、既収載医薬品に係る現行の薬価算定方式を基本とし、薬価専門部会で審議してきた以下の点等を踏まえ、消費税引上げに伴う薬価改定を行うこととする。

第2 具体的内容

1. 市場実勢価格加重平均値調整幅方式

現行では、以下の算出式により算定し、改定前の薬価を超えないこととされている。

<算出式>

$$\text{新薬価} = \left(\text{医療機関・薬局への販売価格の加重平均値(税抜の市場実勢価格)} \right) \times \left(\frac{1 + \text{消費税率 (地方消費税分含む)}}{1} \right) + \text{調整幅}$$

ただし、改定前薬価(税込み)を上限とする。

※ 調整幅は、改定前薬価の 2/100 に相当する額

2019 年 10 月に予定されている消費税率変更に伴い、今回改定では、消費税率を 10%で計算するとともに、改定前薬価に 108 分の 110 を乗じ

た額を超えないこととする。

2. 基礎的医薬品

実勢価改定と連動し、その影響を補正する基礎的医薬品のルールについては、適用することとする。

具体的には、平成 30 年度改定の際に基礎的医薬品とされた品目について、引き続き当該ルールを適用することとする。ただし、個別品目に係る乖離率の要件(全ての既収載品の平均乖離率以下)を満たさない品目については、対象から外すこととする。

3. 最低薬価

実勢価改定と連動し、その影響を補正する最低薬価のルールについては、適用することとする。

また、平成 26 年度改定の消費税率変更に伴う取扱いに準じて、最低薬価の額については、現行の額に消費税引上げ分の上乗せを反映する改定を行うこととする。

4. 新薬創出・適応外薬解消等促進加算

新薬創出・適応外薬解消等促進加算(以下「新薬創出等加算」という。)の加算については、実勢価改定の影響を補正するものであり、実施することとする。

また、平成 30 年度改定以降に後発品が収載されるなどして対象から外れた品目については、同加算の対象としないこととする。なお、累積加算額の控除は、市場実勢価格から追加的に薬価を引き下げる仕組みであり、2020 年度の通常改定で実施することとする。

企業区分については、平成 30 年度改定時点のものを継続することとする。また、企業区分が定められていない場合(平成 30 年度改定後に、初めて新薬創出等加算の対象品目が収載された企業の場合)は、企業指標点数を算出し、平成 30 年度改定の際の分類の絶対値と比較して、

暫定的に企業区分を判断することとする。

5. その他のルール

(1) 後発品等の価格帯

市場実勢価格を踏まえて行うこととなる後発品等の価格帯の集約のルールについては適用することとする。

(2) 「薬価改定」を区切りとして品目を選定する規定の取扱い

現行ルールでは、再算定の対象品の選定などの、「薬価改定」を区切りとして品目を選定する規定があるが、今回の改定は通常の薬価改定とは異なる臨時的な改定であるとの趣旨を踏まえ、当該規定でいう「薬価改定」には含めないこととする。

6. 改定期期に応じた適用ルールの修正等

改定の時期については、最終的には政府の予算編成過程で定まることになるが、中医協としては、実勢価改定と消費税引上げ相当分の転嫁を同時に行うことが自然であるとの認識の下、適用すべき算定ルール等について検討を行った。

この上で、実勢価改定と消費税引上げ相当分の転嫁が同時に行われない場合には、異なる対応が必要な事項について、改定の時期が定まった際に速やかに検討、修正等を行うこととする。

第3 その他

今回の改定が通常の薬価改定とは異なる臨時的な改定であることや近年例のない年度途中の改定になり得ることに鑑み、厚生労働省は医療現場の負担や円滑な流通の確保に十分留意した上で改定に取り組むこととする。